

医療機関・薬局の窓口での資格確認方法

✓ 医療機関・薬局の窓口で資格確認を行う方法

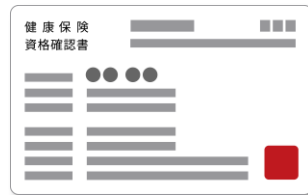
令和7年12月1日をもって従来の健康保険証の有効期限は満了となり、それ以降は、マイナ保険証または資格確認書で医療機関・薬局の窓口で患者の資格確認を行ってください。

有効期限切れの健康保険証等を持参した患者への対応に関しても、下記内容を確認のうえご協力をお願いします。

マイナ保険証（マイナンバーカード／スマートフォン）



資格確認書



※資格確認書は、カード型（プラスチック、紙の材質）の他、はがき型、A 4型、電磁的な方法で交付されます。

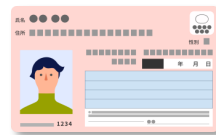
「マイナ保険証での受付」や「最新の資格情報の確認」ができない場合

以下のケースなど、マイナ保険証で受付ができない、または最新の資格情報が確認できないことがあります。その際は裏面の「資格確認方法」及び「レセプト請求方法」に沿ってご対応ください。

<具体的な事例>

マイナ保険証（マイナンバーカード）で受付ができない場合

- 電子証明書の有効期限切れ等
患者のマイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れやICチップが破損し、読み取れない
- 機器トラブル等
ネットワークエラー、顔認証付きカードリーダーが起動しない等の理由で資格確認できない



マイナ保険証（スマートフォン）で受付ができない場合

- 機器トラブル等
ネットワークエラー、汎用カードリーダーの故障等の理由で資格確認できない
- スマートフォンによるオンライン資格確認の環境を整備していない
スマートフォンでのマイナ保険証利用に未対応だが、患者がスマートフォンのみを持参した



「資格（無効）」や「資格情報なし」と表示される場合

以下の場合などでマイナ保険証での受付を行ったものの、「資格（無効）」や「資格情報なし」と表示される場合があります。※「資格（無効）」や「資格情報なし」の表示は、必ずしもその方に有効な保険資格がない状態であることを示すものではありません。

- 資格（無効）
転居・転職で、新しい保険者での加入手続き中や情報登録の遅れ等があり、オンライン資格確認システムを通じて最新の資格が確認できない場合
- 資格情報なし
 - ・ 保険者にて該当被保険者の資格情報等を削除している場合
 - ・ ドメスティック・バイオレンス（DV）などにより資格情報の表示を停止している場合 等

対応方法は「裏面」をご確認ください

<健康保険証の有効期限切れに伴う暫定的な取扱い>

有効期限が切れた健康保険証を気づかずにそのまま持参することや、健康保険証の切り替えに伴って通知された「資格情報のお知らせ」のみを持参することが想定されますが、移行期の暫定的な取扱いとして、令和8年3月31日までは、加入している保険者によらず、被保険者番号等によりオンライン資格確認システムに資格情報を照会するなどした上で、3割等の一定の負担割合を求めてレセプト請求を行うことが可能です。その際は、次回以降はマイナ保険証か資格確認書を持参いただくよう必ずご案内をお願いします。

マイナ保険証で受付ができない場合の対応方法 (資格確認・レセプト請求の方法)

✓ マイナ保険証で受付ができない場合の資格確認方法

何らかの事情でマイナ保険証で受付ができない場合や、最新の資格情報が確認できない場合でも、**有効な保険資格を有する方が適切な自己負担分（3割分等）の支払いで保険診療を受けられるよう**、以下の方法で**資格確認**してください。

マイナンバーカード利用時

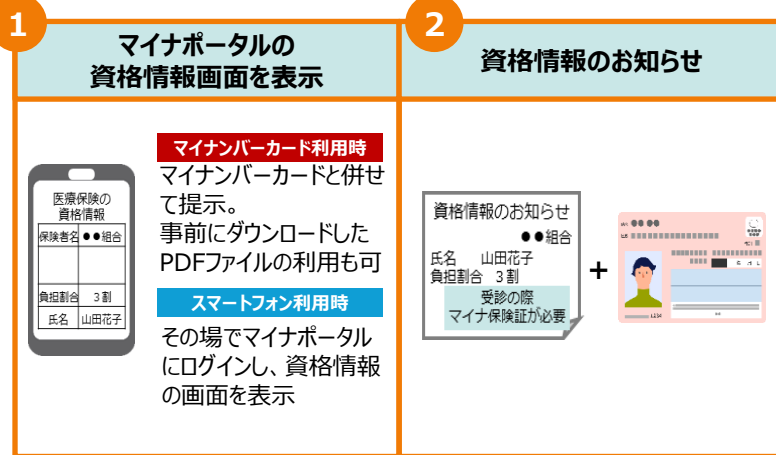
以下の①～④のいずれかの方法で確認

※最新の資格情報が確認できない場合、①では確認できません

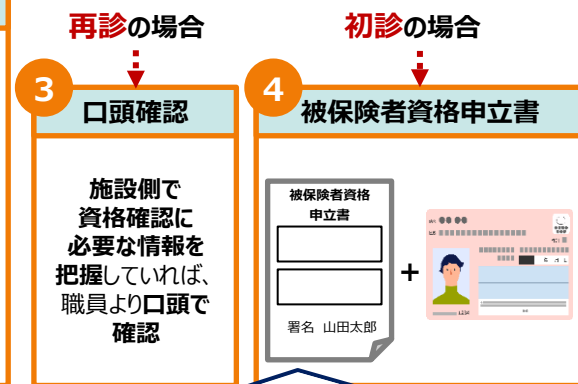
スマートフォン利用時

以下の①の方法で確認

※マイナンバーカードを持参している場合は、マイナンバーカードでの資格確認も可能



①または②で資格確認が行えない場合



「④ 被保険者資格申立書」は印刷のうえ、患者に記入をご依頼ください。

ご使用方法や記入方法、レセプト請求の詳細は、同封の「被保険者番号不詳でのレセプト請求」をご確認ください。

✓ レセプト請求方法

● 上記①、②で資格確認ができた場合

①、②で確認した被保険者番号等を入力して、レセプト請求をしてください。

● 上記③、④で資格確認を行った場合

以下のA→B→Cの順に可能な方法を選択して、レセプト請求をしてください。

A) 現資格：患者からの聞き取り等から確認できた「現在」の被保険者番号等を入力する

B) 旧資格：オンライン資格確認における「資格（無効）」画面や過去の受診歴等から確認できた「過去」の被保険者番号等を入力する

⇒**資格（無効）の場合には、喪失した「旧資格」の情報で請求**してください

C) 不詳：被保険者資格申立書に記載された患者の住所・連絡先等を摘要欄に記載の上、被保険者番号等は、不詳として「7」を必要な桁数分入力する

⇒**資格情報なしの場合には、「不詳レセプト」として請求**してください

(参考) 「過去の被保険者番号等」での請求について

喪失済みの資格（旧資格）に基づき診療報酬請求等を行った場合であっても、医療費の審査支払の時点で新たな保険者等からデータ登録がなされている場合には、オンライン資格確認等システムのレセプト振替・分割機能（※）を活用して、医療機関等へ明細書を返戻することなく、当該新たな保険者等に対して医療費請求を自動的に振り替えられます。

※レセプト振替・分割機能の対象外となる事例もございます。